

# 山口県報

令和5年  
3月28日  
(火曜日)

## 目次

- 規則  
山口県情報公開条例第二条第二項第二号の規則で定める施設及び歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料の範囲を定める規則(学事文書課)……………一
- 個人情報保護に関する法律施行令第十六条第二号の規定により知事が指定する施設を指定する規則(学事文書課)……………二
- 個人情報保護に関する法律施行令第二十八条第四項の規定で定める方法を定める規則(学事文書課)……………三
- 知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則(学事文書課)……………三
- フィルム及び電磁的記録の開示の方法に関する規則の一部を改正する規則(学事文書課)……………六
- 知事が管理する公文書の開示に関する規則の一部を改正する規則(学事文書課)……………六
- 山口県情報公開審査会規則を廃止する規則(学事文書課)……………八
- 山口県個人情報保護条例第四条第一項第九号の規則で定める数を定める規則を廃止する規則(学事文書課)……………八
- 教委規則  
山口県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則……………八
- 教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則……………八
- 教委訓令  
山口県教育委員会の権限に属する事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令……………八
- 人委規則  
山口県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則……………九
- 人委訓令  
山口県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令……………九
- 選管告示  
山口県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程……………九
- 公安委規則  
山口県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則……………一〇

- 山口県公安委員会に対する審査請求に関する規則の一部を改正する規則……………一〇
- 山口県情報公開条例第十一条第二号二の公安委員会規則で定める警察職員を定める規則を廃止する規則……………一〇
- 山口県個人情報保護条例第十六条第三号ハの公安委員会規則で定める警察職員を定める規則を廃止する規則……………一〇
- 公安委規程
- 山口県公安委員会公文書取扱規程の一部を改正する規程……………一一
- 山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程……………一一
- 漁調委告示
- 山口県日本海海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程……………一二
- 山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程……………一二
- 漁管委告示
- 山口県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程……………一二
- 監査規程
- 山口県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程……………一二
- 企業管理規程
- 山口県公営企業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程……………一三
- 山口県企業局処務規程の一部を改正する管理規程……………一三
- 労委規則
- 山口県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則……………一三
- 労委訓令
- 山口県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令……………一四
- 収用委告示
- 山口県収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程……………一四
- 山口県収用委員会運営規則の一部改正……………一四



山口県情報公開条例第二条第二項第二号の規則で定める施設及び歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料の範囲を定める規則をここに公布する。

令和五年三月二十八日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第二十一号

山口県情報公開条例第二条第二項第二号の規則で定める施設及び歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料の範囲を定める規則

(趣旨)

第一条 この規則は、山口県情報公開条例(平成九年山口県条例第十八号。以下「条例」という。)第二条第二項第二号の規則で定める施設及び歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料の範囲について定めるものとする。

(条例第二条第二項第二号の規則で定める施設)

第二条 条例第二条第二項第二号の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 山口県政資料館
  - 二 山口県刊行物センター
  - 三 山口県総合企画部統計分析課統計資料室
  - 四 山口県点字図書館
  - 五 山口県立美術館
  - 六 山口県立萩美術館・浦上記念館
  - 七 山口県埋蔵文化財センター
  - 八 山口県議会図書室
  - 九 山口県立山口図書館
  - 十 山口県立山口博物館
  - 十一 公立大学法人山口県立大学図書館
  - 十二 公立大学法人山口県立大学郷土文学資料センター
- (条例第二条第二項第二号の歴史的な資料等の範囲)
- 第三条 条例第二条第二項第二号の歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料は、次に掲げる方法により、特別の管理がされているものとする。
- 一 当該資料が専用の場所において適切に保存されていること。
  - 二 当該資料の目録が作成され、かつ、当該目録が一般の閲覧に供されていること。
  - 三 次に掲げるものを除き、一般の利用の制限が行われていないこと。
    - イ 当該資料に条例第七条第一号及び第三号に掲げる情報が記録されていると認められる場合にあつては、当該資料(当該情報が記録されている部分に限る。)の一般の利用を制限すること。
    - ロ 当該資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に条例第七条第三号に規定する法人その他の団体又は個人から寄贈又は寄託を受けている場合にあっては、当該期間が経過するまでの間、当該資料の全部又は一部の一般の利用

を制限すること。

ハ 当該資料の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該資料を保有する施設において当該原本が現に使用されている場合にあつては、当該原本の一般の利用の方法又は期間を制限すること。

四 当該資料の利用の方法及び期間に関する定めがあり、かつ、当該定めが一般の閲覧に供されていること。

五 当該資料に個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。以下同じ。)が記録されている場合にあつては、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じていること。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

個人情報の保護に関する法律施行令第十六条第二号の規定により知事が指定する施設を指定する規則をここに公布する。

令和五年三月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第二十二号

個人情報の保護に関する法律施行令第十六条第二号の規定により知事が指定する施設を指定する規則

個人情報保護の保護に関する法律施行令(平成十五年政令第五百七号)第十六条第二号の規定により知事が指定する施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 山口県政資料館
- 二 山口県刊行物センター
- 三 山口県総合企画部統計分析課統計資料室
- 四 山口県埋蔵文化財センター
- 五 公立大学法人山口県立大学郷土文学資料センター

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

個人情報の保護に関する法律施行令第二十八条第四項の規則で定める方法を定める規則をここに公布する。

令和五年三月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第二十三号

個人情報の保護に関する法律施行令第二十八条第四項の規則で定める方法を定める規則

個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）第二十八条第四項の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 郵便切手
- 二 納入通知書

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則をここに公布する。

令和五年三月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第二十四号

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年山口県条例第四十号）第七十条の規定に基づき、知事が取り扱う個人情報の保護について必要な事項を定めるものとする。

(開示の請求)

第二条 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）第七十六条第一項の規定による開示の請求は、保有個人情報開示請求書（別記第一号様式）により行わなければならない。

(電磁的記録の開示の方法)

第三条 法第八十七条第一項の規定により知事が定める方法は、電磁的記録の開示の方法に関する規則（平成十三年山口県規則第四号）に規定する方法（同規則第一項第三号二に掲げる方法を除く。）とする。

(開示の実施の方法等の申出)  
第四条 法第八十七条第三項の規定による申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書（別記第二号様式）により行わなければならない。

(地方公共団体等行政文書の持出禁止)

第五条 保有個人情報記録されている地方公共団体等行政文書の閲覧、聴取又は視聴をしようとする者は、当該地方公共団体等行政文書を開示の実施を受ける場所以外の場所に持ち出してはならない。

(閲覧等の停止又は禁止)

第六条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、保有個人情報記録されている地方公共団体等行政文書の閲覧、聴取又は視聴を停止し、又は禁止することができる。

- 一 前条の規定に違反した者又は係員の指示に従わない者
- 二 保有個人情報記録されている地方公共団体等行政文書を汚損し、若しくは破損し、又はこれらの行為をするおそれがあると認められる者
- 三 他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる者

(訂正の請求)

第七条 法第九十条第一項の規定による訂正の請求は、保有個人情報訂正請求書（別記第三号様式）により行わなければならない。

(利用停止の請求)

第八条 法第九十八条第一項の規定による利用停止の請求は、保有個人情報利用停止請求書（別記第四号様式）により行わなければならない。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- (知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の廃止)
- 2 知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成十四年山口県規則第二十五号）は、廃止する。

別記

第1号様式(第2条関係)

※整理番号

保有個人情報開示請求書

年月日

山口県知事様

郵便番号  
住所又は居所  
氏名(電話局番)請求者  
氏名(電話局番)

下記のとおり保有個人情報の開示を受けたいので、個人情報の保護に関する法律第76条第1項の規定により請求します。

記

保有個人情報の内容	<input type="checkbox"/> 閲覧、聴取又は視聴 (実施希望日)	
求める開示の実施の方法	<input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 用紙に複写又は出力したものの交付 <input type="checkbox"/> CD-Rに複写したものの交付	
	<input type="checkbox"/> その他(具体的に記入すること。)	( )
請求者の区分	写しの送付の要否	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否
	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人	
代理人の場合	本人の氏名	
	本人の住所又は居所 (電話局番)	
連絡先	本人の区分	<input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人
	職氏名 (電話局番)	

注 / ※印欄は、記入しないこと。

- 請求者の住所又は居所及び氏名は、法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 該当するに「開示の実施を求めるところ」欄は、開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合に記入すること。
- 「連絡先」欄は、請求者が法人その他の団体である場合であって、その代表者以外の者が担当者であるときに記入すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

令和5年3月28日 火曜日

山口県報

(号外-11)

第2号様式(第4条関係)

※整理番号

保有個人情報開示の実施方法等申出書

年月日

山口県知事様

郵便番号  
住所又は居所  
氏名(電話局番)請求者  
氏名(電話局番)

下記のとおり個人情報の保護に関する法律第87条第3項の規定により保有個人情報の開示の実施方法を申し出ます。

記

保有個人情報開示決定通知書の文書番号及び日付	文書番号	日付	年月日
開示の実施を求めるところ	<input type="checkbox"/> 閲覧、聴取又は視聴 (実施希望日)		( )
	<input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 用紙に複写又は出力したものの交付 <input type="checkbox"/> CD-Rに複写したものの交付		
請求者の区分	写しの送付の要否	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否	
	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人		
代理人の場合	本人の氏名		
	本人の住所又は居所 (電話局番)		
連絡先	本人の区分	<input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人	
	職氏名 (電話局番)		

注 / ※印欄は、記入しないこと。

- 請求者の住所又は居所及び氏名は、法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 「開示の実施を求めるところ」欄は、開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合に記入すること。
- 該当するに「開示の実施を求めるところ」欄は、開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合に記入すること。
- 「連絡先」欄は、請求者が法人その他の団体である場合であって、その代表者以外の者が担当者であるときに記入すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第3号様式 (第7条関係)

※ 整理番号

保有個人情報訂正請求書 年 月 日

山口県知事 様

郵便番号 住所又は居所 請求者 氏 (電話 局 番)

下記のとおり保有個人情報の訂正をされるよう、個人情報の保護に関する法律第90条第1項の規定により請求します。

記

Table with 2 columns: 保有個人情報の内容, 訂正請求の趣旨及び理由. Rows include 保有個人情報開示決定通知書の文書番号及び日付, 保有個人情報の開示を受けた日, 請求者の区分, 代理人の場合, 連絡先.

注 / ※印欄は、記入しないこと。

- 2 請求者の住所又は居所及び氏名は、法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
3 該当する□にレ印を記入すること。
4 「連絡先」欄は、請求者が法人その他の団体である場合であつて、その代表者以外の者が担当者であるときに記入すること。

第4号様式 (第8条関係)

※ 整理番号

保有個人情報利用停止請求書 年 月 日

山口県知事 様

郵便番号 住所又は居所 請求者 氏 (電話 局 番)

利用の停止 去をされるよう、個人情報の保護に関する法律第98条第1項の規定により請求します。

記

Table with 2 columns: 保有個人情報の内容, 利用停止請求の趣旨及び理由. Rows include 保有個人情報開示決定通知書の文書番号及び日付, 保有個人情報の開示を受けた日, 請求者の区分, 代理人の場合, 連絡先.

注 / ※印欄は、記入しないこと。

- 2 請求者の住所又は居所及び氏名は、法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
3 該当する□にレ印を記入すること。
4 「連絡先」欄は、請求者が法人その他の団体である場合であつて、その代表者以外の者が担当者であるときに記入すること。

フィルム及び電磁的記録の開示の方法に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第二十五号

フィルム及び電磁的記録の開示の方法に関する規則の一部を改正する規則

フィルム及び電磁的記録の開示の方法に関する規則（平成十三年山口県規則第四号）の一部を次のように改正する。

題名中「フィルム及び」を削る。

第一項中「フィルム及び」を削り、「。以下「情報公開条例」という。」第二條第三項第二号及び山口県個人情報保護条例（平成十三年山口県条例第四十三号。以下「個人情報保護条例」という。）第二條第六項第二号を「」第十六條第二項に改め、同項第一号から第三号までを削り、同項第四号中「（次項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。）」を削り、同号を同項第一号とし、同項第五号を同項第二号とし、同項第六号中「その保有する」の下に「処理装置及び」を、「できるもの」の下に「（二に掲げる方法にあつては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年山口県条例第三十二号）第三條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求があつた場合に限る。）」を加え、同号ハ中「フレキシブルディスクカートリッジ等」を「光ディスクその他の電磁的記録に係る記録媒体」に改め、同号に次のように加える。

ニ 当該電磁的記録を電子情報処理組織（実施機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法

第一項中第六号を第三号とし、第七号を第四号とする。  
第二項を削る。

第三項中「前二項」を「前項」に改め、「フィルム及び」を削り、「情報公開条例第二條第三項第二号及び個人情報保護条例第二條第六項第二号」を「山口県情報公開条例第十六條第二項」に改め、同項を第二項とする。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

知事が管理する公文書の開示に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第二十六号

知事が管理する公文書の開示に関する規則の一部を改正する規則

知事が管理する公文書の開示に関する規則（平成九年山口県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

第一條中「第二十七條」を「第三十條」に改める。

第二條第一項中「第六條第三号」を「第六條第一項第三号」に改め、同項各号を次のように改める。

一 求める開示の実施の方法

二 写しの送付の方法による公文書の開示の実施を求める場合にあつては、その旨第二條第二項中「第六條」を「第六條第一項」に改める。

第四條の見出しを「（閲覧等の停止又は禁止）」に改め、同條中第一項及び第二項を削り、同條第三項中「二」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「前項」を「前條」に改め、同項を同條とし、同條を第六條とし、同條の前に次の一條を加える。  
（公文書の持出禁止）

第五條 公文書の閲覧、聴取又は視聴をしようとする者は、当該公文書を開示の実施を受ける場所以外の場所に持ち出してはならない。  
第三條第一項中「第九條第一項」を「第十五條第一項」に改め、同條第二項中「第九條第二項」を「第十五條第二項」に改め、同項第二号中「第十一條第二号ハ又は同條第三号イからハまで」を「第十五條第二項第一号又は第二号」に改め、同條を第四條とし、第二條の次に次の一條を加える。

（条例第十一條第一項の実施機関が定める事項）  
第三條 条例第十一條第一項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 開示を実施する日時  
二 開示を実施する場所

三 開示の実施の方法

2 前項第三号の方法が写しの送付である場合における条例第十一條第一項の実施機関が定める事項は、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第三号に掲げる事項とする。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第2条関係）

※ 整理番号

公 文 書 開 示 請 求 書 年 月 日

山口県知事 様

郵便番号  
住所又は居所  
請求者 氏名 (電話局番)

下記のとおり公文書の開示を受けたいので、山口県情報公開条例第6条第1項の規定により請求します。

記

公文書の内容 の 名称又は内容	<input type="checkbox"/> 閲覧、聴取又は視聴 写しの交付 <input type="checkbox"/> 用紙に複写又は出力したものの交付 <input type="checkbox"/> CD-Rに複写したものの交付 <input type="checkbox"/> その他（具体的に記入すること。） ( )	
	写しの送付の要否	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否
求める開示の方法	職氏名 (電話局番)	
連絡先	職氏名 (電話局番)	

- 注 / ※印欄は、記入しないこと。
- 1 請求者の住所又は居所及び氏名は、法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
  - 2 該当するにレ印を記入すること。
  - 3 「連絡先」欄は、請求者が法人その他の団体である場合であつて、その代表者以外の者が担当者であるときに記入すること。
  - 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

附則  
この規則は、令和五年四月一日から施行する。

山口県情報公開審査会規則を廃止する規則をここに公布する。  
令和五年三月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第二十七号

山口県情報公開審査会規則を廃止する規則

山口県情報公開審査会規則（平成九年山口県規則第七十八号）は、廃止する。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

山口県個人情報保護条例第四条第一項第九号の規則で定める数を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

令和五年三月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第二十八号

山口県個人情報保護条例第四条第一項第九号の規則で定める数を定める規則を廃止する規則

山口県個人情報保護条例第四条第一項第九号の規則で定める数を定める規則（平成十七年山口県規則第四十五号）は、廃止する。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。



山口県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則をここに公布する。

令和五年三月二十八日

山口県教育委員会

### 山口県教育委員会規則第二号

山口県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づく山口県教育委員会を取り扱う個人情報の保護については、知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（令和五年山口県規則第二十四号）の規定の例による。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（山口県教育委員会を取り扱う個人情報の保護に関する規則の廃止）

2 山口県教育委員会を取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成十四年山口県教育委員会規則第二号）は、廃止する。

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十八日

山口県教育委員会

### 山口県教育委員会規則第三号

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和五十二年山口県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十七号を次のように改める。

十七 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の施行に関すること。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

### 山口県教育委員会訓令第三号

教育庁一般  
各教育機関

山口県教育委員会の権限に属する事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月二十八日

山口県教育委員会

山口県教育委員会の権限に属する事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令  
山口県教育委員会の権限に属する事務の専決に関する規程（昭和五十二年山口県教育委員会訓令第五号）の一部を次のように改正する。  
第二条第十号を次のように改める。

十 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の施行に関するこ  
と。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。



山口県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則をここに公布する。

令和五年三月二十八日

山口県人事委員会

**山口県人事委員会規則第一号**

山口県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づく山口県人事委員会  
会が取り扱う個人情報の保護については、知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則  
（令和五年山口県規則第二十四号）の規定の例による。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（山口県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の廃止）

2 山口県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成十四年山口県人事  
委員会規則第十四号）は、廃止する。

**山口県人事委員会訓令第一号**

局 中 一 般

山口県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月二十八日

山口県人事委員会

山口県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

山口県人事委員会事務局処務規程（昭和四十八年山口県人事委員会訓令第一号）の一  
部を次のように改正する。

別表第一の35を次のように改める。

35 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の施行に関するこ  
と。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。



**山口県選挙管理委員会告示第二十号**

山口県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程を次のように定める。

令和五年三月二十八日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

山口県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づく山口県選挙管理  
委員会が取り扱う個人情報の保護については、知事が取り扱う個人情報の保護に関する  
規則（令和五年山口県規則第二十四号）の規定の例による。

附則

（施行期日）

1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。

（山口県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の廃止）

2 山口県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成十四年山口県  
選挙管理委員会告示第二十号）は、廃止する。



山口県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則をここに公布する。

令和五年三月二十八日

山口県公安委員会

### 山口県公安委員会規則第二号

山口県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づく山口県公安委員会  
会が取り扱う個人情報の保護については、知事を取り扱う個人情報の保護に関する規則  
（令和五年山口県規則第二十四号）の規定の例による。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（山口県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の廃止）

2 山口県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成十八年山口県公安  
委員会規則第四号）は、廃止する。

山口県公安委員会に対する審査請求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布  
する。

令和五年三月二十八日

山口県公安委員会

### 山口県公安委員会規則第三号

山口県公安委員会に対する審査請求に関する規則の一部を改正する規則

山口県公安委員会に対する審査請求に関する規則（平成二十八年山口県公安委員会規  
則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第六項中「第十五条の三」を「第二十条」に、「山口県個人情報保護条例（平  
成十三年山口県条例第四十三号）第三十一条の三」を「個人情報の保護に関する法律  
（平成十五年法律第五十七号）第六十六条第一項」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 山口県情報公開条例の一部を改正する条例（令和四年山口県条例第四十二号）附則  
第三項に規定する審査請求及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年山口  
県条例第四十号）附則第五項に規定する審査請求については、なお従前の例による。

山口県情報公開条例第十一条第二号二の公安委員会規則で定める警察職員を定める規  
則を廃止する規則をここに公布する。

令和五年三月二十八日

山口県公安委員会

### 山口県公安委員会規則第四号

山口県情報公開条例第十一条第二号二の公安委員会規則で定める警察職員を定め  
る規則を廃止する規則

山口県情報公開条例第十一条第二号二の公安委員会規則で定める警察職員を定める規  
則（平成十四年山口県公安委員会規則第二号）は、廃止する。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

山口県個人情報保護条例第十六条第三号ハの公安委員会規則で定める警察職員を定め  
る規則を廃止する規則をここに公布する。

令和五年三月二十八日

山口県公安委員会

### 山口県公安委員会規則第五号

山口県個人情報保護条例第十六条第三号ハの公安委員会規則で定める警察職員を  
定める規則を廃止する規則

山口県個人情報保護条例第十六条第三号ハの公安委員会規則で定める警察職員を定め  
る規則（平成十八年山口県公安委員会規則第五号）は、廃止する。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

山口県公安委員会規程第一号

山口県公安委員会公文書取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月二十八日

山口県公安委員会

山口県公安委員会公文書取扱規程の一部を改正する規程

山口県公安委員会公文書取扱規程（平成十三年山口県公安委員会規程第三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第四号中「第七条第一項」を「第十一条各項」に改め、同条第五号中「山口県個人情報保護条例（平成十三年山口県条例第四十三号。以下「個人情報保護条例」という。）第十条第一項」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第七十六条第一項」に、「個人情報保護条例第二十一条第一項」を「同法第九十条第一項」に、「個人情報保護条例第二十七条第一項」を「同法第九十八条第一項」に、「個人情報保護条例第十二条第一項、第二十三条第一項又は第二十九条第一項」を「同法第八十二条各項、第九十三条各項又は第一百一条各項」に改める。

第十四条第三項中「第十一条各号」を「第七条各号」に改める。

附 則  
この規程は、令和五年四月一日から施行する。

山口県公安委員会規程第二号

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月二十八日

山口県公安委員会

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程（平成元年山口県公安委員会規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の八の表第七條第一項の項中「第七條第一項」を「第十二條各項」に、「開示をするかどうか」を「全部若しくは一部を開示する旨又は開示をしない旨」に改め、同

表第七條第二項の項中「第七條第二項」を「第十二條第二項」に改め、同表第八條第一項の項中「第八條第一項」を「第十四條第一項」に改め、同表第九條第一項・第二項の項中「第九條第一項・第二項」を「第十五條第一項・第二項」に改める。

別表第一の九の表を次のように改める。

9 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第82条各項	保有個人情報の全部若しくは一部を開示する旨又は開示をしない旨の決定
第83条第2項	保有個人情報の全部若しくは一部を開示する旨又は開示をしない旨の決定の期間の延長
第85条第1項、第96条第1項	事案の移送
第86条第1項・第2項	第三者に対する意見書提出の機会の付与
第92条各項	保有個人情報の訂正をする旨又はしない旨の決定
第94条第2項	保有個人情報の訂正をする旨又はしない旨の決定の期間の延長
第101条各項	保有個人情報の利用停止をする旨又はしない旨の決定
第102条第2項	保有個人情報の利用停止をする旨又はしない旨の決定の期間の延長

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。



山口県日本海海区漁業調整委員会告示第一号

山口県日本海海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程を次のように定める。

令和五年三月二十八日

山口県日本海海区漁業調整委員会

会 長 濱 本 幾 男

山口県日本海海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づく山口県日本海海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護については、知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（令和五年山口県規則第二十四号）の規定の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。
- （山口県日本海海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の廃止）
- 2 山口県日本海海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成十四年山口県日本海海区漁業調整委員会告示第一号）は、廃止する。

### 山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会告示第一号

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程を次のように定める。

令和五年三月二十八日

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会

会 長 森 友 信

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づく山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護については、知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（令和五年山口県規則第二十四号）の規定の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。
- （山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の廃止）
- 2 山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成十四年山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会告示第一号）は、廃止する。



### 山口県内水面漁場管理委員会告示第一号

山口県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程を次のように定める。

令和五年三月二十八日

山口県内水面漁場管理委員会

会 長 酒 井 治 己

山口県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づく山口県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護については、知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（令和五年山口県規則第二十四号）の規定の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。
- （山口県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の廃止）
- 2 山口県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成十四年山口県内水面漁場管理委員会告示第一号）は、廃止する。



### 山口県監査委員規程第一号

山口県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程をここに公布する。

令和五年三月二十八日

山口県監査委員

山口県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づく山口県監査委員が取り扱う個人情報の保護については、知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（令和五年山口県規則第二十四号）の規定の例による。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。  
(山口県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程の廃止)
- 2 山口県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程(平成十四年山口県監査委員規程第一号)は、廃止する。



山口県企業管理規程第七号

山口県公営企業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程を次のように定める。

令和五年三月二十八日

山口県公営企業管理者 正司 尚義

山口県公営企業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程

個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)に基づく山口県公営企業管理者が取り扱う個人情報の保護については、知事を取り扱う個人情報の保護に関する規則(令和五年山口県規則第二十四号)の規定の例による。

附則

(施行期日)

- 1 この管理規程は、令和五年四月一日から施行する。  
(山口県公営企業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程の廃止)
- 2 山口県公営企業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程(平成十四年山口県企業管理規程第二号)は、廃止する。

山口県企業管理規程第八号

山口県企業局処務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和五年三月二十八日

山口県公営企業管理者 正司 尚義

山口県企業局処務規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局処務規程(昭和四十年山口県企業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第六条第五項第一号中「。以下「情報公開条例」という。」を削り、同項第二号を次のように改める。

二 個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)の施行に関すること。

第二十条の三中「情報公開条例又は個人情報保護条例」を「山口県情報公開条例又は個人情報の保護に関する法律」に改める。

第五十一条第一項第四号中「情報公開条例第五条」を「山口県情報公開条例第五条」に、「情報公開条例第七条第一項」を「同条例第十一条各項」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 個人情報の保護に関する法律第七十六条第一項の規定による開示の請求、同法第九十条第一項の規定による訂正の請求又は同法第九十八条第一項の規定による利用の停止、消去若しくは提供の停止の請求があつたもの 同法第八十二条各項、第九十三条各項又は第一百一条各項の決定の日の翌日から起算して一年間 別表第一各課共通の部19の項及び20の項を次のように改める。

19	山口県労働委員会規則第一号
20	個人情報の保護に関する法律の施行に関すること。

附則

この管理規程は、令和五年四月一日から施行する。



山口県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則をここに公布する。

令和五年三月二十八日

山口県労働委員会

山口県労働委員会規則第一号

山口県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則

山口県労働委員会が取り扱う個人情報の保護については、知事を取り扱う個人情報の

保護に関する規則（令和五年山口県規則第二十四号）の規定の例による。

附則

（施行期日）

- この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- 山口県労働委員会が取り扱う個人情報保護に関する規則の廃止
- 山口県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成十七年山口県労働委員会規則第二号）は、廃止する。

### 山口県労働委員会訓令第一号

労働委員会事務局

山口県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月二十八日

山口県労働委員会会長 近本 佐知子

山口県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

山口県労働委員会事務局処務規程（昭和五十二年山口県地方労働委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十四号中「第七条第一項及び第十六条の規定に係る事項」を「第十一条各項の決定及び同条例第二十一条第一項の規定による諮問」に改め、同項第十五号を次のように改める。

十五 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の施行に関する事  
（同法第八十二条各項、第九十三条各項及び第一百一条各項の決定並びに同法第百五条第三項において準用する同条第一項の規定による諮問を除く。）。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。



### 山口県収用委員会告示第一号

山口県収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程を次のように定める。

令和五年三月二十八日

山口県収用委員会会長 野村 雅之

山口県収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づく山口県収用委員会  
が取り扱う個人情報の保護については、知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則  
（令和五年山口県規則第二十四号）の規定の例による。

附則

（施行期日）

- この規程は、令和五年四月一日から施行する。
- 山口県収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の廃止
- 山口県収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成十四年山口県収用委員会告示第一号）は、廃止する。

### 山口県収用委員会告示第二号

山口県収用委員会運営規則（昭和二十七年山口県収用委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月二十八日

山口県収用委員会会長 野村 雅之

第二条第十八号を次のように改める。

十八 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の施行に関する事  
と。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。